

## 佐世保市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時、又は災害発生のおそれがある時において市民へ適切な防災情報をより確実に伝達するため、防災行政無線の放送を受信することができる戸別受信機の貸与について、佐世保市防災行政無線設備管理運用規程第20条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の種類)

第2条 戸別受信機の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 標準型戸別受信機 音声で防災情報を出力する機器をいう。
- (2) 文字表示機能付き戸別受信機 音声及び文字表示で防災情報を出力する機器をいう。

(標準型戸別受信機の貸与対象者)

第3条 標準型戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「標準型貸与対象者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、次条の規定により文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受ける者を除く。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
- (2) 要配慮者利用施設及び指定避難所等の長または代表者
- (3) 防災関係機関の長
- (4) 地区自治協議会及び自主防災組織の代表者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 標準型戸別受信機は、標準型貸与対象者ごとに1台を無償貸与するものとする。

(文字表示機能付き戸別受信機の貸与対象者)

第4条 文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「文字表示付き貸与対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者で聴覚障害を理由として身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者（社会福祉施設等に入居している者を除く。）の属する世帯の世帯主
- (2) その他市長が特に必要と認める者

2 文字表示機能付き戸別受信機は、文字表示付き貸与対象者ごとに1台を無償貸与するものとする。

(貸与の申請)

第5条 標準型戸別受信機の貸与を受けようとする者のうち、第3条第1項第1号に該当する者は様式第1号の1による申請書を、第3条第1項第2号から第5号に該当する者は様式第1号の2による申請書を提出しなければならない。

2 文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けようとする者で、前条第1項第1号に該当する者は様式第1号の3による申請書を、市長に提出しなければならない。

(戸別受信機の返還)

第6条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設又は団体等の廃止又は市外への移転、転出その他の理由により戸別受信機を必要としなくなったとき、又は文字表示付き貸与対象者に該当しなくなったときは、速やかに佐世保市戸別受信機返還届(様式第2号)を市長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。なお、返還に要する費用は使用者の負担とする。

2 前項の規定に係わらず、貸与の日から10年を経過した場合においては、戸別受信機の返却を免除する。

3 戸別受信機の回収整理については、別に定める。

(設置場所等の変更)

第7条 使用者は、移転又は転居により住所を変更した場合は、佐世保市戸別受信機申請事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。ただし、第3条第1項第1号に規定する者については、世帯主の変更があった場合も同様とする。

(戸別受信機の管理等)

第8条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱い、戸別受信機を使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は過失により滅失し、又は損傷させたときは、速やかに市長に報告し、これによる損害を賠償しなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(維持管理の費用)

第9条 戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他戸別受信機の維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。